

# 横浜市地震防災戦略

(策定) 平成 25 年 4 月

(最終改訂) 令和 5 年 4 月

横浜市



# 目次

I	地震防災戦略の枠組み	1
1	戦略の位置づけ	1
2	策定主体	1
3	対象期間	1
4	推進体制	1
5	取組方針	1
6	防災計画における減災目標と施策	2
7	行動計画の策定	3
II	行動計画	4
	基本目標 I：被害を最小限に抑える	4
	施策 I－1 建物倒壊等による被害防止	5
	【行動計画 1】民間建築物の耐震化	5
	【行動計画 2】公共建築物の耐震化	6
	【行動計画 3】落下・転倒による負傷等の防止	6
	施策 I－2 火災による被害の軽減	7
	【行動計画 4】火災に強い都市空間の形成	7
	【行動計画 5】出火防止に向けた取組	8
	【行動計画 6】地域の消火能力の向上	9
	【行動計画 7】公設消防力の向上	9
	施策 I－3 津波による被害防止	10
	【行動計画 8】津波防護施設の整備・改修	10
	【行動計画 9】津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策	11
	【行動計画 10】津波避難・救助対策の実施	12
	施策 I－4 崖崩れ、液状化対策の推進	13
	【行動計画 11】崖地等の安全対策の推進	13
	【行動計画 12】液状化対策の推進	13
	施策 I－5 市民及び地域の防災力向上	14
	【行動計画 13】市民及び地域の防災力強化に向けた取組	14
	【行動計画 14】災害時要援護者避難支援の推進	15
	施策 I－6 ライフラインの被害防止	17
	【行動計画 15】ライフライン施設の耐震化	17

基本目標Ⅱ：発災時の混乱を抑え、市民の命を守る.....	18
施策Ⅱ－１ 帰宅困難者の発生抑制と支援.....	19
【行動計画１６】帰宅困難者対策の充実.....	19
【行動計画１７】外出者の帰宅支援.....	20
施策Ⅱ－２ 災害対策本部機能の強化.....	21
【行動計画１８】災害対策本部機能の強化.....	21
【行動計画１９】災害対策本部等における情報通信体制の強化.....	22
施策Ⅱ－３ 市民への適切な情報発信.....	23
【行動計画２０】広報・広聴体制の強化.....	23
施策Ⅱ－４ 災害時医療体制等の強化.....	24
【行動計画２１】医療機関の機能・設備強化.....	24
【行動計画２２】医薬品等の備蓄及び供給体制の整備.....	25
【行動計画２３】遺体取扱体制の整備.....	25
施策Ⅱ－５ 緊急輸送路等の整備.....	26
【行動計画２４】緊急輸送路等の整備.....	26
【行動計画２５】港湾施設の強化等.....	28
基本目標Ⅲ：被災者の支援と早期復興を図る.....	29
施策Ⅲ－１ 地域防災拠点の充実・強化.....	30
【行動計画２６】地域防災拠点の充実・強化.....	30
【行動計画２７】燃料や飲料水等の備蓄・確保.....	32
施策Ⅲ－２ ボランティアとの連携強化.....	33
【行動計画２８】ボランティアの育成・支援.....	33
施策Ⅲ－３ 被災者の早期生活再建支援.....	34
【行動計画２９】被災者に対する支援の充実.....	34
施策Ⅲ－４ 速やかな経済再生・復興に向けた取組.....	35
【行動計画３０】速やかな経済再生.....	35
【行動計画３１】事前復興計画の策定.....	36

# I 地震防災戦略の枠組み

## 1 戦略の位置づけ

横浜市地震防災戦略は、横浜市防災計画（震災対策編）における減災目標を達成するため、同計画に定める各施策に対応する具体的な対策を取りまとめた、横浜市の行動計画（アクションプラン）です。目標達成のために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくため、策定しました。

## 2 策定主体

横浜市（横浜市危機管理推進会議）

## 3 対象期間

平成 25 年度～令和 9 年度（15 年間） ※令和 5 年 4 月 改訂（5 か年延長）

## 4 推進体制

戦略を推進するため、関係区局による「地震防災戦略推進プロジェクト」を設置します。プロジェクト会議において、進捗管理と追加対策の検討を行います。また、必要に応じて部会を設け、特に重点的に推進する対策について検討します。

- プロジェクトリーダー : 副市長（総務局所管）
- プロジェクト会議 議長：総務局危機管理室長  
委員：関連区局の部長級職員  
（鶴見区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、政策局、総務局、  
財政局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、環境  
創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、  
消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局）  
事務局：総務局危機管理室、政策局

## 5 取組方針

### (1) 構成事業の計画的実施

各区局は、各施策目標の達成に向け、戦略の構成事業を企画し、計画的に実施します。

### (2) 戦略の進捗管理

毎年度、プロジェクト会議を通じて、施策・事業の進捗状況を把握し、推進を図ります。

令和 3 年度に、令和 2 年度末までの減災効果を含めて把握する「横浜市地震戦略進捗状況等調査」を実施しました。

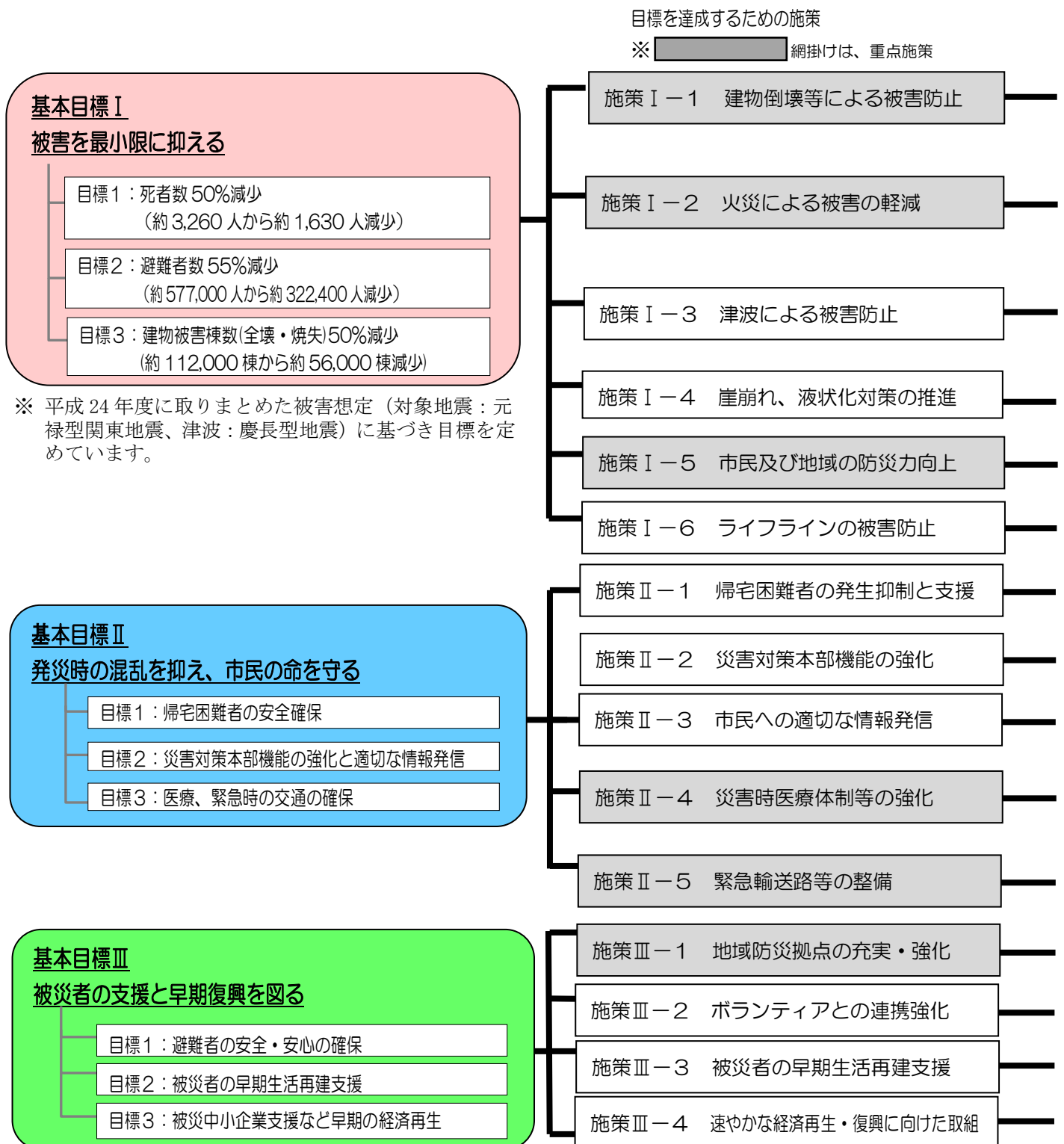
### (3) 戦略の見直し、改訂

施策・事業の進捗状況やプロジェクト会議での検討等を踏まえ、概ね 3 年ごとに、施策目標及び構成事業を点検し、必要な修正・見直しを行い、戦略を改訂します。

これまで、平成 28 年 4 月、平成 31 年 4 月、令和 5 年 4 月（今回）に、一部改訂しました。

## 6 防災計画における減災目標と施策

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、15年間の減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策を設定します。



## 7 行動計画の策定

---

横浜市防災計画（震災対策編）で設定した各施策に対応する本市の行動計画を定めます。

行動計画の各構成事業は、可能な限り数値目標を定め、減災効果を求めることとします。数値目標の設定等が困難な事業であっても、一定の効果が見込めるものについては、定性的な目標を設定して推進を図ります。

〈行動計画 1〉 民間建築物の耐震化  
〈行動計画 2〉 公共建築物の耐震化  
〈行動計画 3〉 落下・転倒による負傷等の防止

〈行動計画 4〉 火災に強い都市空間の形成  
〈行動計画 5〉 出火防止に向けた取組  
〈行動計画 6〉 地域の消火能力の向上  
〈行動計画 7〉 公設消防力の向上

〈行動計画 8〉 津波防護施設の整備・改修  
〈行動計画 9〉 津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策  
〈行動計画 10〉 津波避難・救助対策の実施

〈行動計画 11〉 崖地等の安全対策の推進  
〈行動計画 12〉 液状化対策の推進

〈行動計画 13〉 市民及び地域の防災力強化に向けた取組  
〈行動計画 14〉 災害時要援護者避難支援の推進

〈行動計画 15〉 ライフライン施設の耐震化

〈行動計画 16〉 帰宅困難者対策の充実  
〈行動計画 17〉 外出者の帰宅支援

〈行動計画 18〉 災害対策本部機能の強化  
〈行動計画 19〉 災害対策本部等における情報通信体制の強化

〈行動計画 20〉 広報・広聴体制の強化

〈行動計画 21〉 医療機関の機能・設備強化  
〈行動計画 22〉 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備  
〈行動計画 23〉 遺体取扱体制の整備

〈行動計画 24〉 緊急輸送路等の整備  
〈行動計画 25〉 港湾施設の強化等

〈行動計画 26〉 地域防災拠点の充実・強化  
〈行動計画 27〉 燃料や飲料水等の備蓄・確保

〈行動計画 28〉 ボランティアの育成・支援

〈行動計画 29〉 被災者に対する支援の充実

〈行動計画 30〉 速やかな経済再生  
〈行動計画 31〉 事前復興計画の策定

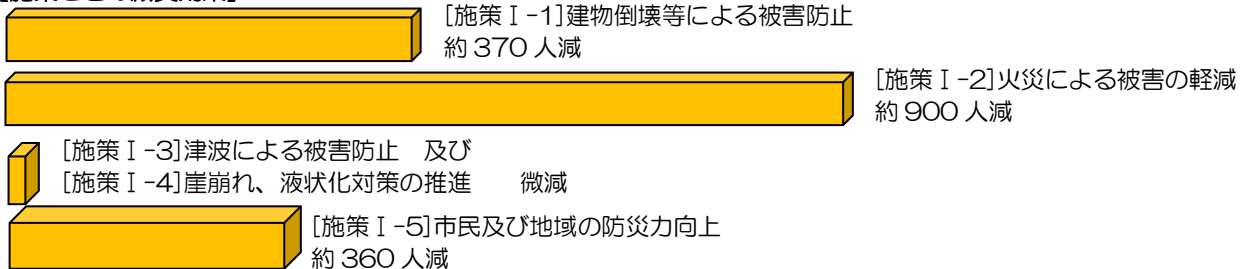
## Ⅱ 行動計画

### 基本目標Ⅰ：被害を最小限に抑える

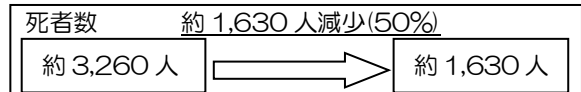
- ◆令和9年度を目標年次として、死者数、建物被害棟数の50%減少と避難者数の55%減少に向け、建物の耐震化を着実に進めるとともに、新たな被害想定で増加した火災被害の軽減に向けた取組を拡充します。
- ◆「よこはま地震防災市民憲章」に基づき、自助・共助の取組を拡充します。

#### 目標1：死者数50%減少

##### 【施策ごとの減災効果】

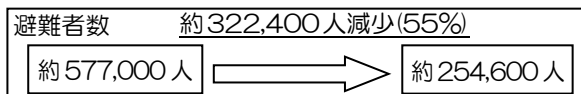
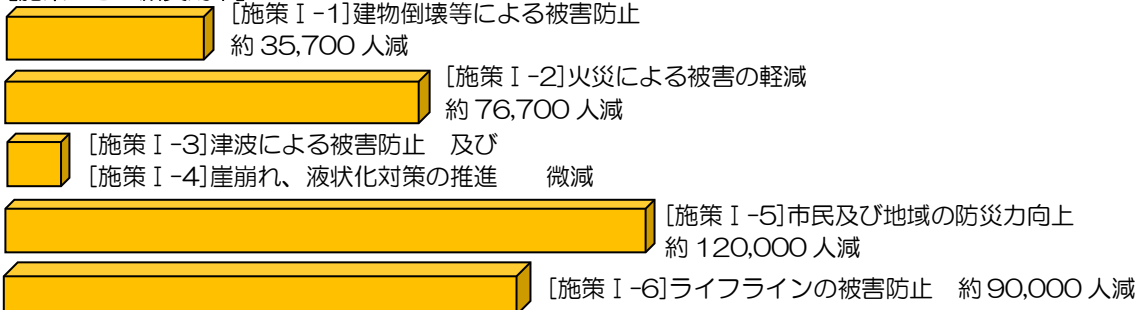


<参考> [慶長型地震による津波の死者数 約400人減]



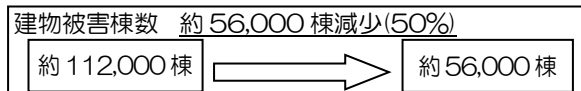
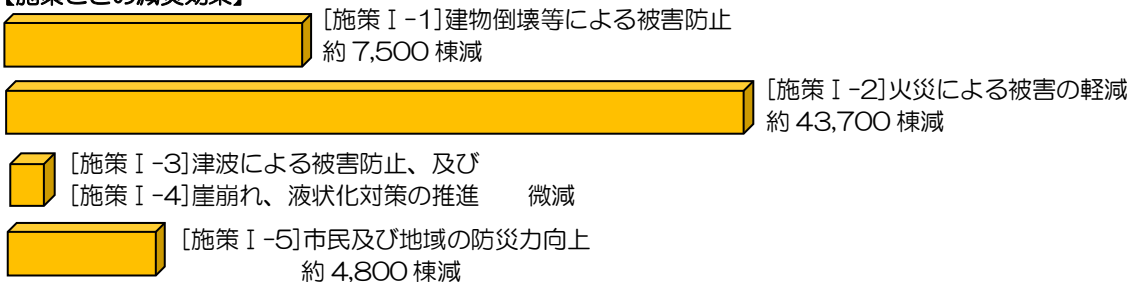
#### 目標2：避難者数55%減少

##### 【施策ごとの減災効果】



#### 目標3：建物被害棟数(全壊・焼失)50%減少

##### 【施策ごとの減災効果】





## 施策 I - 1 建物倒壊等による被害防止（重点施策）

横浜市内の建物の耐震化を推進し、平成 23 年度末時点の住宅の耐震化率 85%を、95%まで上げることを目指します。

このため、建物の耐震改修のみならず、木造住宅密集市街地における建替え促進を検討します。また、家屋における家具の転倒、市有施設における天井の崩落等による被害を防ぐため、家具転倒防止器具の設置補助をはじめとした各種事業を行います。

### 【行動計画 1】民間建築物の耐震化

- ・ 特定建築物、木造住宅、分譲マンションについて、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 民間の児童福祉施設、障害者福祉施設について、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 耐震改修促進計画の見直しを実施します。
- ・ 民間建築物の建替を促進するための新たな対策の検討を行います。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【05 修正】住宅の耐震化率：85% → 95%（～令和 7 年度）《当初：～令和 4 年度》</li> <li>■ 【完了】耐震対策がとられていない放課後児童クラブの移転：全クラブ（～令和 4 年度）《当初：30 箇所（～平成 27 年度）、31 修正：92 箇所（～令和元年度）》</li> <li>■ 【05 修正】耐震対策がとられていない民間児童福祉施設の耐震化：5 施設（～令和 9 年度）《当初：4 施設（～平成 29 年度）、31 修正：～令和 4 年度》</li> <li>■ 【完了】耐震対策がとられていない民間障害者施設耐震対策：4 施設（～平成 28 年度）</li> <li>■ 【05 修正】耐震対策がとられていない民間病院耐震対策：10 施設（～令和 9 年度）《当初：～令和 4 年度》</li> <li>■ 【完了】民間保育所全園の耐震化（～平成 26 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ 木造住宅耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ マンション耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ 民間児童福祉施設耐震対策事業（こども青少年局）</li> <li>・ 【完了】民間障害者施設耐震対策事業（健康福祉局）</li> <li>・ 【完了】民間保育所耐震対策事業（こども青少年局） など</li> </ul>

※ 【完了】令和 4 年度末までに達成・完了した目標・事業

※ 【追加】改訂時に地震防災戦略に位置付けた目標・事業（28：平成 28 年、31：平成 31 年、05：令和 5 年）

※ 【修正】改訂時に修正した目標・事業（28：平成 28 年、31：平成 31 年、05：令和 5 年）

《》で囲まれた明朝体文字：当初目標等の注記

## 【行動計画2】公共建築物の耐震化

- ・区庁舎（消防署）や病院等を対象として、耐震改修・建替・移転等を促進します。
- ・横浜市営住宅をはじめ、横浜市が所有する施設の中で、耐震化が必要な施設について順次耐震対策を実施していきます。
- ・昭和56年6月の建築基準法改正前に建築された校舎の耐震診断を引き続き実施すると共に、耐震診断調査の結果、補強対策が必要とされた校舎について、年次計画に基づき耐震補強工事を実施します。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化 ・再整備：耐震化3区・再整備3区（～平成27年度）</li> <li>■【完了】耐震対策がとられていない市営住宅の耐震化：12棟（～平成25年度）</li> <li>■【完了】市立学校の耐震対策：全学校（～平成27年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）</li> <li>・【完了】市営住宅耐震対策事業（建築局）</li> <li>・【完了】市立学校耐震対策事業（教育委員会事務局） など</li> </ul>

## 【行動計画3】落下・転倒による負傷等の防止

- ・家具転倒防止器具を自力で取り付けることが困難な高齢者世帯等に対して、建築士を派遣して取り付けを代行し、その費用に対し助成を行います。また昭和56年5月以前の木造住宅の居住者の方に対しては、防災ベッドや耐震シェルターの設置費用の一部を補助し、被害の軽減を図ります。
- ・東日本大震災では、天井や照明器具等の非構造部材の落下などの被害が発生したことから、学校や区庁舎等における非構造部材の耐震対策を実施します。
- ・外壁・看板等の落下による人的被害の軽減対策を検討します。
- ・ブロック塀等の倒壊を防止し、通学路等の安全確保を推進します。
- ・緊急車両等の通行や円滑な避難路を確保するため狭あい道路の拡幅整備を進めます。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05修正】家具の固定率：58%→75%（～令和9年度） 《当初：～令和4年度》</li> <li>■【05修正】防災ベッド等の設置推進：年間25件 （～令和7年度）《当初：年間20件（～令和4年度）》</li> <li>■【05修正】既存公共建築物のうち、既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修（～令和7年度）《28追加：～令和4年度》</li> <li>■【05修正】ブロック塀等の安全対策の推進（～令和7年度）《31追加：～令和4年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具転倒防止対策助成事業（総務局）</li> <li>・区庁舎等の非構造部材の安全性確保に関する調査（市民局）</li> <li>・防災ベッド等設置推進事業（建築局）</li> <li>・外壁・看板等落下対策の検討（建築局）</li> <li>・【28追加】横浜市公共建築物天井脱落対策事業（建築局）</li> <li>・【31追加】ブロック塀等の安全対策（建築局）</li> <li>・狭あい道路拡幅整備事業（建築局） など</li> </ul>

## 施策 I - 2 火災による被害の軽減（重点施策）

平成 24 年 10 月に公表した横浜市地震被害想定において、火災による死者 1,548 人、焼失棟数約 77,700 棟と算出されました。

これを受け、平成 26 年 3 月、「横浜市地震火災対策方針」を策定し、木造住宅密集市街地など地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に、ハード対策（建物の不燃化や延焼遮断帯の形成など）とソフト対策（出火防止対策や初期消火対策など）の両輪で、火災対策を令和 4 年度まで推進してきました。

令和 5 年 4 月からは、新たに策定した「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、延焼被害が大きいとされる地域において、これまでの対策に逃げやすさの向上と復興の視点を加え、燃えにくく、住みやすいまちの実現に向けて取組を進めます。

### 【行動計画 4】火災に強い都市空間の形成

- ・平成 26 年度に「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」を制定し、平成 27 年度より「条例に基づく防火規制」と連動し、老朽建築物の除却や耐火性の高い建築物の新築を促進するとともに、地域による防災まちづくり活動を支援し、狭あい道路の拡幅整備、広場・公園整備等の実施により、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・延焼被害が大きいと想定される地域について、道路・公園事業や市街地開発事業による再整備、防火・消火施策、空き家対策等を実施します。

#### 令和 9 年度までの目標

- 【05 修正】耐火性の高い建築物の建築件数：8,900 件（不燃化推進地域内）（～令和 9 年度）《28 追加：5,700 件（～令和 4 年度）》
- 【05 修正】延焼遮断帯の形成の推進（～令和 9 年度）《28 追加：～令和 4 年度》
- 【05 修正】街区公園、近隣公園の整備（～令和 9 年度）《当初：～令和 4 年度》
- 【05 修正】地域の拠点となる駅周辺の再整備：19 地区（～令和 9 年度）《当初：8 地区（～令和 4 年度）、31 修正：15 地区》

#### 主な事業（主管する局）

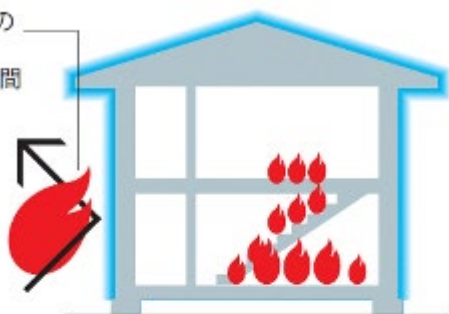
- ・【28 追加】「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」に基づく建築物の不燃化の促進（都市整備局・建築局）
- ・【28 追加】地震火災対策重点路線に位置付けられた都市計画道路の整備（道路局）
- ・【完了】木造住宅密集市街地等の対策の検討調査（政策局）
- ・【完了】いえ・みち まち改善事業（都市整備局）
- ・【28 追加】まちの不燃化推進事業（都市整備局）《上記事業の後継事業》
- ・身近な公園の整備（環境創造局）
- ・地域の拠点となる駅周辺の再整備（都市整備局）

など

木造2階建て住宅の例

防火構造の建築物

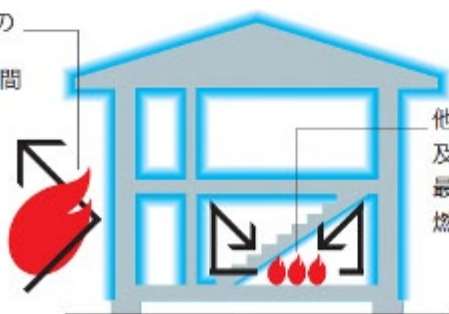
外部からの火を最低30分間防ぐ。



「新たな建築ルール」の導入

準耐火建築物

外部からの火を最低45分間防ぐ。



【新たな建築ルールの例】



【不燃化推進地域】

## 【行動計画 5】 出火防止に向けた取組

- 地震発生時に自動的に個別の住宅への電気供給を遮断する感震ブレーカー等の通電火災対策の周知や、家具類の転倒防止器具の設置、また防災製品等への買い替えについて広く普及啓発すると共に、木造住宅密集市街地等への具体的支援を行うことで、出火率を低下させ火災被害の軽減を図ります。

### 令和9年度までの目標

- 【05 修正】感震ブレーカーの設置率：0%→14%（～令和9年度）《当初：0%→10%（～令和4年度）》
- 【05 修正】家具の固定率：58%→75%（～令和9年度）《当初：～令和4年度》《再掲》

### 主な事業（主管する局）

- ・感震ブレーカーの設置（総務局）
- ・家具転倒防止対策助成事業（総務局）《再掲》
- ・震災時出火防止意識啓発事業（消防局）

など

## 【行動計画 6】地域の消火能力の向上

- ・370件の炎上出火により、約77,700棟が焼失する被害を軽減するために、早期に地域住民が初期消火を実施できるよう設置された初期消火器具の取扱訓練の実施、各家庭における住宅用消火器の設置などの意識啓発を行い、住民の初期消火能力の向上を図ります。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】初期消火器具の整備等（～令和9年度） 《当初:設置補助200基（～令和4年度）、28修正:700基》</li> <li>■【05 追加】住民の初期消火器具取扱訓練の実施（～令和9年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火器具等設置補助事業（消防局）</li> <li>・住民初期消火能力向上事業（消防局・総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 7】公設消防力の向上

- ・木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材、低水位ストレーナー及び防火水槽を整備します。
- ・消防団各班に配備している可搬式小型ポンプを順次更新・整備するとともに、ポンプ性能の向上について検討を行います。
- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を踏まえ、消防団員確保の取組を一層推進するとともに、消防団員に対する震災時の役割や活動に係る教育を充実強化し、消防団員の震災対応能力の向上や地域への防災指導力の強化を図ります。
- ・木造住宅密集地域における延焼火災対策として、ミニ消防車を増強し、消防力の強化を図ります。
- ・消防団の消火用資機材を強化整備し、小型ポンプ積載車1台あたりの放水能力の向上を図ります。
- ・実践的な訓練ができる訓練施設を整備し、消防職団員が震災時等の災害に対応するために必要な知識や技術の向上を図ります。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】遠距離送水用資機材配備：7消防署（～平成28年度）</li> <li>■【完了】低水位ストレーナーの配備：鶴見水上消防出張所を除く95消防署所及び横浜市民防災センターへ各1基配備（～平成28年度）</li> <li>■【完了】救助用資機材の配置：全ての特別救助隊（18隊）（～平成28年度）</li> <li>■【05 修正】可搬式小型ポンプの整備：270台（～令和9年度）《当初:～令和4年度》</li> <li>■【05 修正】消防団員の定員確保（～令和9年度）</li> <li>■【完了】ミニ消防車が必要な消防署所への配備（～平成27年度）</li> <li>■【完了】消火用資機材配備：木造密集地域等を受け持つ消防団への消火用資機材の配備（～平成28年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】遠距離送水資機材の整備（消防局）</li> <li>・【完了】消防団の資機材整備（消防局）</li> <li>・防火水槽整備事業（消防局）</li> <li>・非常用消防自動車の確保（消防局）</li> <li>・消防団員の確保事業（消防局）</li> <li>・【完了】ミニ消防車の増車（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策 I - 3 津波による被害防止

神奈川県が設置した「津波浸水予測検討部会」において決定した津波の設計水位を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域のそれぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、津波防護施設の整備・改修を実施します。

また、市民の皆様の「より早く、より高い場所への避難」を可能とするために、地域ごとの津波避難計画の策定、津波避難訓練の実施、また津波避難施設の指定等を行います。

### 【行動計画 8】津波防護施設の整備・改修

- ・港湾区域及び漁港区域においては、防護手法や施設の整備・改修の必要性について検討を行った上で、津波防護施設の整備計画案を作成し、神奈川県が策定する海岸保全基本計画に新たに位置付けていきます。その後、津波防護施設の整備・改修を順次実施していきます。
- ・海岸保全基本計画と整合を図り、横浜市管理の河川施設（護岸等）の津波や地震対策を推進します。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"><li>■【完了】港湾区域及び漁港区域における海岸保全基本計画の策定（～平成 26 年度）</li><li>■【05 修正】港湾区域及び漁港区域における津波防護施設の整備・改修（～令和 9 年度）《当初:～令和 4 年度》</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・【完了】津波防護施設の整備・改修に向けた海岸保全基本計画の策定（港湾局・環境創造局）</li><li>・津波防護施設の整備・改修（港湾局・環境創造局・道路局）</li></ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 9】津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策

- ・沿岸部に位置する水再生センター等では、「最大クラスの津波」による浸水被害発生時においても、必要最低限の下水処理機能を維持するため、防水扉の設置や電気設備の高所移設などの浸水防止対策を進めます。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板の設置等の対策を講じます。
- ・地震の際に津波浸水が想定される鶴見・神奈川・中・磯子の4区庁舎について、浸水時にも非常用発電機が機能するよう対策を行います。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■沿岸部の水再生センター等の津波浸水対策（～令和7年度）《当初:～令和4年度》</li> <li>■【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等（～平成25年度）</li> <li>■【完了】浸水が予測される区庁舎における非常用電源確保:4箇所（～平成25年度）</li> <li>■【05修正】沿岸部の焼却工場の津波浸水対策（～令和7年度）《28追加:焼却工場への水密扉及び止水板の設置（～令和4年度）、31修正》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の津波対策（環境創造局）</li> <li>・【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等（医療局病院経営本部）</li> <li>・【完了】区庁舎の非常用電源確保事業（市民局）</li> <li>・【28追加】焼却工場の津波浸水対策事業（資源循環局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 10】津波避難・救助対策の実施

- ・横浜市内の地域ごとの津波避難計画、ハザードマップを作成します。
- ・横浜港内の各ふ頭を含む沿岸地域において、円滑な津波避難を実現するため、津波避難施設を追加指定するとともに、津波避難訓練を実施します。
- ・市民や観光客等が、今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すための「津波避難情報板」を増設する他、日頃から津波のリスクを認識し、いざというときに円滑な避難行動がとれるよう、人が行き交う交差点等への「海拔標示」の設置を拡充します。
- ・津波避難施設の設置に向けた検討・設計・工事を行います。
- ・津波による浸水被害の恐れがある地域防災拠点について、市立中学校や高校などを代替拠点として指定し、避難場所を確保するとともに、備蓄品を配備します。
- ・万一、津波の発生時にトンネル内で列車が停止した場合でも、より迅速に乗客を地上へ避難誘導するため、浸水区域内の換気所施設を活用し、地下から地上への避難階段を2箇所（沢渡、花咲）整備します。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】津波避難情報板設置箇所拡充：50箇所（～令和4年度）</li> <li>■【完了】金沢区における津波避難施設の設置：2箇所（～平成26年度）</li> <li>■【完了】水難・流水救助資機材の配備：浸水予想区域を受け持つ全消防署所（～令和4年度）</li> <li>■【完了】地下鉄から地上への避難階段の設置：2箇所（～平成25年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】津波避難情報板の設置（総務局）</li> <li>・【完了】海拔標示の設置（総務局）</li> <li>・津波避難施設の追加指定（総務局・港湾局）</li> <li>・【完了】津波避難施設の設置（総務局）</li> <li>・津波避難訓練の実施（総務局・港湾局）</li> <li>・津波代替拠点の指定（総務局）</li> <li>・【完了】津波被害者救助体制強化事業（消防局）</li> <li>・【完了】地下鉄からの新たな避難口の整備（交通局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 【津波避難施設（金沢区野島公園内）】



施設全景



避難広場



## 施策 I - 4 崖崩れ、液状化対策の推進

崖崩れ災害の発生に備え、崖地の土地所有者等が行う崖地の改善工事の助成や、神奈川県と連携した急傾斜地崩壊対策事業の推進により、市内の崖地対策工事の促進に努めます。

また、液状化現象の発生が予測されるエリアなどを市民に周知するための取組を進めます。

### 【行動計画 1 1】崖地等の安全対策の推進

・崖地の改善のために、崖地の土地所有者等が行う防災・減災対策工事の工事費助成や、急傾斜地崩壊危険区域における県施工の崩壊対策工事に対する工事費の一部負担等を行い、崖地の安全対策を推進します。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】崖地防災・減災対策工事助成件数 ：年間 30 件（～令和 9 年度）《当初:年間 25 件（～令和 4 年度）》</li> <li>■【05 修正】急傾斜地崩壊対策事業件数：年間 60 件（～令和 9 年度）《当初:～令和 4 年度》</li> <li>■【05 修正】大規模盛土造成地の安全性に関する詳細調査の実施（～令和 9 年度）《31 追加:～令和 4 年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖地防災対策事業（建築局）</li> <li>・急傾斜地崩壊対策事業（建築局）</li> <li>・【31 追加】大規模盛土造成地の耐震化の推進（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）（建築局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 【行動計画 1 2】液状化対策の推進

・液状化現象の発生が予測されるエリアをはじめとする最新の被害想定や各種ハザードマップなど、市民の皆様が自助・共助に取り組むにあたり必要な情報を掲載したパンフレットを作成し、全戸配布します。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】液状化が予測されるエリア等の市域全体への周知（～平成 25 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策 I - 5 市民及び地域の防災力向上（重点施策）

自助・共助の取組を最大限に活かし、市民の皆様や地域における防災力の強化を図るため、地域の防災活動への支援、防災教育の充実、企業との連携、食糧や飲料水、トイレパック等の備蓄促進等を行います。

また、災害時要援護者名簿作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援等を通じて、災害時要援護者の方々への支援の充実を図ります。

### 【行動計画 1 3】市民及び地域の防災力強化に向けた取組

- ・自治会町内会等により組織されている、町の防災組織において、自助・共助の大切さを理解し、率先して減災に向けた取組を行える人材を新たに「防災・減災推進員」として育成を図ります。また、家庭防災員や防災ライセンス取得者等、これまでの地域防災における人材育成事業を着実に進めます。
- ・自助・共助を推進する中核施設として、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンした「横浜市民防災センター」を活用し、市民、地域、事業所等に対する防災・減災行動の普及啓発を一層推進します。
- ・男女共同参画の視点で地域防災の課題を考えていくための学習会・研修を実施します。また、「横浜市民防災センター」において研修を実施します。
- ・自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動や、各区の地域防災拠点運営委員会が実施する研修・広報・訓練などに対して補助金等を交付し、地域の防災活動を支援します。
- ・市民の防災活動の拠点となる自治会町内会館について、耐震化のための建替え・耐震補強工事等に対して補助します。
- ・防災教育については、学校教育との連携などにより、地震に対し「どう準備し、どう行動すべきか」について幼少期から学ぶ機会を設けるほか、児童生徒の防災意識の向上のための啓発リーフレットを作成します。
- ・「学校安全教育推進校」を指定し、学校の実情に応じた取組を行うとともに、「横浜市防災教育の指針・指導資料」の活用促進と、学校安全に係る活動のより一層の充実化を図るため、担当者研修会（年 3 回程度）を開催します。
- ・家庭内備蓄の重要性について市民啓発し、市民自らが水や食糧だけでなくトイレパック等の備蓄を行うよう取り組みます。
- ・「減災行動普及啓発」を推進するために、市民が減災行動を習得できる市内唯一の「体験型施設」として横浜市民防災センターを再整備します。
- ・防災計画に位置付けのある公園が、災害時に市民の生命や安全を守るための機能が発揮できるよう、点検や必要な改修を実施します。また、公園の防災機能を強化できるよう、防災に資する施設の導入を図ります。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】防災・減災推進員の育成：4,200人（～令和7年度）《28追加：3,000人（～令和4年度）》</li> <li>■【05 修正】横浜市民防災センター自助共助プログラム修了者数：5か年250,000人（～令和9年度）《28追加（横浜市民防災センター年間来場者数）：100,000人、31修正：5か年250,000人（～令和4年度）》</li> <li>■【05 修正】災害用地下給水タンクが設置されている全ての地域防災拠点等での応急給水訓練：実施率100%（～令和9年度）《当初：～平成27年度、31修正：～令和元年度》</li> <li>■【05 修正】自治会町内会館耐震化のための建替え等：100件（～令和9年度）《当初：～令和4年度》</li> <li>■【05 追加】災害に備えて3日以上以上の備蓄を行っている市民の割合：約6割（～令和7年度）</li> <li>■【完了】横浜市民防災センター再整備（～平成26年度）</li> <li>■【05 修正】防災機能を備えた公園整備：2箇所（～令和9年度）《当初：～令和4年度》</li> <li>■【05 修正】防災計画に位置付けのある公園の点検・改修（～令和9年度）《当初：～令和4年度》</li> <li>■【05 追加】よこはま防災力向上マンション認定制度：累計70件（～令和9年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【28 追加】地域の防災担い手育成事業（総務局）</li> <li>・【完了】横浜市民防災センターの再整備（消防局）</li> <li>・【28 追加】横浜市民防災センターにおける防災教育の充実（消防局）</li> <li>・「町の防災組織」活動支援事業（総務局）</li> <li>・災害用地下給水タンクの応急給水訓練（水道局）</li> <li>・自治会町内会館整備費補助事業（市民局）</li> <li>・学校安全教育推進事業（教育委員会事務局）</li> <li>・【完了】各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局）《再掲》</li> <li>・市民や企業等における1人3日分で9リットルの飲料水の備蓄啓発（水道局）</li> <li>・トイレパックの使用方法、備蓄啓発（資源循環局）</li> <li>・土地利用転換などの機会を捉えた公園の整備（環境創造局）</li> <li>・公園の防災機能確保・防災施設拡充（環境創造局）</li> <li>・【05 追加】よこはま防災力向上マンション認定制度（建築局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画14】災害時要援護者避難支援の推進	
<p>・災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動が円滑に行われるよう、「同意方式」及び「情報共有方式」による災害時要援護者名簿の提供をはじめ、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p>	
令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】市内全域での災害時要援護者支援の取組の推進（～令和9年度）《当初：～令和4年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援事業（災害時要援護者名簿の作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援）（健康福祉局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 「町の防災組織」の活動支援事業



【防災・減災推進研修】



【事例発表会】

### パンフレットの発行

防災よこはま・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害時の情報収集・伝達に関する基本的な事項やご家庭や地域で日頃から備えておくべきことをまとめたパンフレットです。

ヨコハマの『減災』アイデア集・・・・・・・・町の防災組織の活動の参考となるような事例をとりまとめ、今後の活動の参考としていただくための事例集です。



【防災よこはま】



【ヨコハマの『減災』アイデア集】

## 施策 I - 6 ライフラインの被害防止

水道、下水道など、日常生活や経済活動を支える都市基盤施設の被害は、災害対応活動に支障を及ぼすだけでなく、その後の復旧・復興にも影響を与えかねません。そのため、横浜市の所管するライフライン施設について、耐震化を実施します。特に、市民の生活に欠かせない上下水道について重点的に対策を実施します。

### 【行動計画 15】ライフライン施設の耐震化

#### <上水道施設の耐震化等>

- ・浄水場、配水池等の基幹施設や配水管を耐震化し、安定給水を確保します。
- ・浄水場間及び配水ブロック間を結ぶ送・配水管を「環状ネットワーク」として整備し、緊急時のバックアップの強化を図ります。

#### <下水道施設の耐震化・老朽化施設の更新>

- ・下水道施設の計画的な改築(更新)等を進め、施設の機能維持に努めることで、施設の健全度を確保し、地震時の被害の軽減を図ります。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道管の耐震化やマンホールの浮上対策を進めることで、災害応急対策に必要な物資・資機材・要員等を輸送する交通機能を確保します。
- ・管きよの被害が予想される地域防災拠点や、その他防災上必要な施設における流末の枝線管きよの耐震化、幹線の耐震化のほか、水再生センター等において水処理・汚泥処理施設等の耐震化を着実に進めます。

#### 令和9年度までの目標

- 【05修正】送・配水管の耐震管率：15%→35%(平成22年度～令和7年度)《当初：31%(～令和4年度)》
- 【完了】配水池等の耐震化率：59%→96%(平成22年度～平成31年度)《当初：59%→93%(～平成27年度)、31修正》
- 【完了】環状ネットワークの整備率：96%→100%(平成22年度～平成27年度)
- 【完了】配水池への非常用自家発電設備の設置：5箇所(平成22年度～平成27年度)
- 【05修正】11水再生センター・2汚泥資源化センター等の改築(更新)等(～令和7年度)《当初：～令和4年度》

#### 主な事業(主管する局)

- ・送・配水管、基幹施設の耐震化(水道局)
- ・【完了】送・配水ネットワークの強化(水道局)
- ・下水道施設の老朽化対策、耐震化(管きよ・水再生センター等)(環境創造局)

など

## 基本目標Ⅱ：発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

- ◆発災時の混乱や交通寸断などによる応急対策への支障を防ぐため、災害対策本部の機能強化や救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築及び機能維持を図るとともに、災害時医療体制を強化します。
- ◆企業や学校等による従業員、生徒等の施設内待機の徹底のほか、徒歩帰宅者への支援を実施します。

### 目標1：帰宅困難者の安全確保



〈戸塚駅周辺帰宅困難者対応訓練〉

企業や学校による従業員、生徒等の施設内待機の徹底や受入体制の充実により帰宅困難者の発生を抑制するとともに、徒歩帰宅者の安全確保や帰宅支援を進めます。

### 目標2：災害対策本部の機能の強化と適切な情報発信



〈市災害対策本部運営訓練〉

災害時に応急活動を迅速に行えるよう、市・区の災害対策本部の機能強化を図ります。

災害時に適切な情報発信を行うため防災行政用無線の整備や各種情報システムの適切な管理運用を行います。

### 目標3：医療や緊急時の交通の確保



〈緊急輸送路等の整備〉

(宮内新横浜線 開通前：左、開通後：右)

災害時に円滑な医療救護活動を行うため、医療機関の機能維持対策や医薬品等の備蓄を進めます。

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾施設の整備・機能維持対策を進めます。

## 施策Ⅱ－１ 帰宅困難者の発生抑制と支援

企業や学校による従業員、学生等の施設内待機の徹底や受入体制の充実により帰宅困難者の発生を抑制するとともに、徒歩帰宅者の安全確保や帰宅支援を進めます。

### 【行動計画 16】 帰宅困難者対策の充実

- ・ 事業所等における従業員の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保など、個人や事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知し、この趣旨に賛同を得られた事業者等については、本市ホームページ等で『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』として広くPRするなど、広報等を通じて取組を推進します。
- ・ 地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成や、各種広報媒体に帰宅困難者対策について掲載することにより、事業者及び市民に対しての啓発を実施します。
- ・ 帰宅困難者の安全確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の拡充や駅コンコース等での受入れ体制について推進します。
- ・ 帰宅困難者用の物資を、一時滞在施設や帰宅困難者用備蓄庫、消防出張所等に分散備蓄することで迅速な配布を図ります。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<p>■【05 修正】私用（買い物他）による帰宅困難者の受入れ体制の充実：約3.6万人分→約6.7万人分（～令和9年度）《当初：約5.7万人分（～令和4年度）、28修正》</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者一時滞在施設の指定、物資の備蓄（総務局）</li> <li>・ 『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充（総務局）</li> <li>・ 鉄道事業者等との連携強化（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画17】外出者の帰宅支援

- ・多数の徒歩帰宅者の通過が想定される地区において十分な支援を行えるよう体制を整備します。また、九都県市で連携し、支援ステーション（水、トイレ、災害関連情報の提供等）としての協定を事業者と締結します。
- ・駅周辺の一時的滞在施設や帰宅支援ステーションを掲載した徒歩帰宅支援マップの定期的な更新や、大地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成、各種広報媒体の活用などにより、事業者及び市民に対して啓発を実施します。
- ・災害時要援護者や遠方からの観光客等については、国や都県、近隣自治体と連携してバス・船舶等の振替輸送手段を確保し、自宅方面へ搬送する必要がある、今後、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、代替輸送を行う際の課題の整理や検討を進めます。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】徒歩帰宅者支援：8区で実施（～令和9年度）《当初：4区（～平成28年度）、31修正：～令和4年度》</li> <li>■【05 修正】バス・船舶等の振替輸送手段の確保（～令和9年度）《当初：～平成29年度、31修正：～令和4年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅支援ステーションの拡充（総務局）</li> <li>・安全な徒歩帰宅の啓発（総務局）</li> <li>・徒歩帰宅者支援事業（総務局）</li> <li>・帰宅困難者抑制事業（総務局）</li> <li>・バス・船舶等の振替輸送手段の確保に向けた国や都県、近隣自治体との連携・体制整備の検討・調整（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### ◎帰宅困難者対策の充実

- ・災害時一時帰宅の抑制パンフレット  
帰宅困難者を減らすために、企業にお願いしたいことをまとめたパンフレットを作成しています。



【災害時一時帰宅の抑制パンフレット】

- ・災害時帰宅困難者ステーション

次のステッカーが貼ってあるところが目印です。水、トイレ、災害関連情報の提供等が受けられます。



【コンビニ】



【ガソリンスタンド】



## 施策Ⅱ－２ 災害対策本部機能の強化

災害時に、応急活動を迅速に行えるよう、区庁舎等の耐震化や非常用電源の確保対策を推進するとともに、市本部の初動体制の強化等、災害対策本部機能を強化します。

また、各種防災関連システムの更新・改修等、災害対策本部等における情報通信体制を強化します。

### 【行動計画 18】 災害対策本部機能の強化

- ・災害時に、区災害対策本部としての機能を発揮するための区庁舎（消防署）の耐震補強、再整備や、危機管理センターにおける夜間・休日の配備体制の見直しによる初動体制の強化を図ることにより、発災時の円滑な本部運営を目指します。
- ・地震の際に津波浸水が想定されている区庁舎における非常用電源機能確保の対策や、災害応急対策を円滑に行うための全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築を図ります。
- ・横浜市防災計画の修正に伴い、非常時優先業務部分等各所の修正を行い、防災計画との整合性を図ります。
- ・大規模災害時に消火・救助などの初期対応の中核となる消防本部機能の強化に向けた取組を進めます。

#### 令和 9 年度までの目標

- 【完了】耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化・再整備：耐震化 3 区・再整備 3 区（～平成 27 年度）《再掲》
- 【05 修正】災害時における全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築（～令和 9 年度）《当初：～平成 26 年度、31 修正：～令和 4 年度》
- 【完了】業務継続計画（BCP）の修正（～平成 26 年度）
- 【05 修正】消防本部庁舎整備（～令和 6 年度）《28 追加：～令和 4 年度》

#### 主な事業（主管する局）

- ・市本部の初動体制の強化（総務局）
- ・災害時における新たな燃料供給・搬送体制の構築（総務局）
- ・【完了】区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）《再掲》
- ・【完了】区庁舎の非常用電源確保事業（市民局）《再掲》
- ・【完了】業務継続計画（BCP）【地震編】の修正（総務局）
- ・【28 追加】消防本部庁舎等整備事業（消防局）
- ・【05 追加】旧上瀬谷通信施設跡地防災機能検討調査（消防局）

など

## 【行動計画 19】 災害対策本部等における情報通信体制の強化

- ・危機管理システム、土木防災情報システム、防災情報Eメールシステムなどの各種防災関連システムについての適切な管理・運用や、大規模災害に備えるための災害情報画像伝送システムの更新、消防指令システムの機能の向上を図ります。
- ・防災行政用無線や消防・救急デジタル無線などの整備などにより、関係機関との連絡手段の確保を図ります。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】消防・救急デジタル無線の整備（～平成28年度）</li> <li>■【完了】災害情報画像伝送システムの更新（～平成26年度）</li> <li>■【完了】消防指令システムの改修（～平成26年度）</li> <li>■【05修正】高速通信衛星電話の整備（～令和9年度） 《31追加：～令和4年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】消防・救急デジタル無線整備事業（消防局）</li> <li>・【完了】災害情報画像伝送システム更新事業（消防局）</li> <li>・【完了】消防指令システム震災対策機能改修（消防局）</li> <li>・【31追加】市役所・区役所及び医療関係機関等への高速通信衛星電話の整備（医療局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅱ－３ 市民への適切な情報発信

災害発生時、市民の皆様等から寄せられる被害状況や、応急対策状況に関する問合せに適切に対応するためのコールセンターの準備や、適切な情報発信を行うための臨時災害放送局開設に向けた調査・検討を進めます。

### 【行動計画 20】 広報・広聴体制の強化

- ・ 災害時における地域防災拠点等への紙情報の掲出を行います。
- ・ 適切な情報発信を行うため、各種情報受伝達体制の再検討を行います。
- ・ 災害時において、市民からの電話問合せに対応するため、コールセンター機能を確保します。
- ・ 災害時において、コミュニティ FM 放送局を活用した臨時災害放送局を開設する場合に必要な事項及び課題の整理・解決方法などについて、調査・検討を行います。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
■【完了】臨時災害放送局の調査・検討（～平成 25 年度）	・【完了】臨時災害放送局検討事業（総務局） ・【完了】災害時コールセンター機能の確保（市民局） など

## 施策Ⅱ－４ 災害時医療体制等の強化（重点施策）

医療機関の活動を維持するために、耐震化のほか、自家発電機やMCA無線の配備、医薬品等の備蓄を進めます。また、救急活動の情報通信技術化や救急相談体制の整備等、災害時の円滑な医療活動体制の確立を目指します。

### 【行動計画21】医療機関の機能・設備強化

- ・市民病院の再整備にあたっては、多数患者に対応可能な診療・トリアージスペースなどの整備、免震・制震機能等の確保、災害時医療に精通した医療人材の育成、近接の大規模な避難場所や広域応援活動拠点等と連携した災害対策の強化、災害派遣医療チームの拠点としての役割など、災害医療拠点病院の先導的役割を果たすことができるよう機能向上を図ります。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板設置等の対策を講じます。《再掲》
- ・各区の医療活動拠点となる休日急患診療所について、3日間程度の活動が可能となる容量を備えた自家発電設備を設置することを目指し、設置に伴う一部補助等を行います。
- ・自院が被災を免れた際に、負傷者の受入れが可能な病院に対し、自家発電設備の機能強化を促すため、購入費用の一部を補助します。
- ・災害時において、負傷者の受入れが可能な病院に対し、MCA無線機の早期設置を促すため、購入費用の一部を補助します。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な病院における災害医療ネットワークの構築（～平成26年度）</li> <li>■【完了】災害時に受入可能な全ての医療機関へ診療可能を示す「のぼり旗」を配備（～平成27年度）</li> <li>■【完了】休日急患診療所の自家発電機の機能強化：全18区（～平成25年度）</li> <li>■【完了】医療関係機関の自家発電機及び病院車両への優先的な給油体制構築（～令和4年度）《31追加》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】MCA無線機の配備（医療局）</li> <li>・【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な医療機関に対するのぼり旗の配備（医療局）</li> <li>・【完了】市民病院の再整備（医療局病院経営本部）</li> <li>・【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等《再掲》（医療局病院経営本部）</li> <li>・【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な病院や休日急患診療所等の自家発電機の設置補助（医療局）</li> <li>・【完了】医療関係機関への燃料の安定供給体制の構築（医療局）《31追加》</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 2 2】医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

- ・新たな災害時医療・備蓄対策の一つとして、地域の薬局に緊急持ち出し医薬品を配備し、店舗の在庫を回転させて必要量を確保する方式とすることで、使用期限切れ医薬品の発生を抑えます。このほか、休日急患診療所や区役所等にも一部医薬品を備蓄します。
- ・全ての地域防災拠点で、市民の皆様自らが応急手当を実施できるように応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（～平成 26 年度）</li> <li>■【完了】全地域防災拠点への応急手当用品の配備：全拠点（～平成 26 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（医療局）</li> <li>・【完了】地域防災拠点への応急手当用品の配備（医療局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 2 3】遺体取扱体制の整備

- ・事前に遺体安置所や市営斎場において必要な物品を確保します。
- ・遺体の早期身元判明のため、遺体情報について市全体で一元的に情報管理できるよう検討します。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】スポーツセンターへの資機材整備（平成 26 年度～令和 9 年度）《当初：～令和 4 年度》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の遺体取扱に係る物品の備蓄（健康福祉局）</li> <li>・警察等との連携強化（健康福祉局）</li> <li>・遺体情報管理の一元化の検討（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅱ－５ 緊急輸送路等の整備（重点施策）

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾道路の整備・機能維持対策を進めます。

特に緊急輸送路については、災害時に輸送機能を確保できるように、路面下空洞調査、マンホール浮上防止対策等を実施します。

また、災害時における市民の生活や市内の経済活動を支えるため、耐震強化岸壁の整備等を進めます。

### 【行動計画 2 4】 緊急輸送路等の整備

- ・災害時の消火活動や救助活動、緊急物資の輸送機能確保のため、緊急輸送路となる高速道路や18m（4車線相当）以上の幹線道路・港湾道路の整備を進めます。
- ・消防活動や避難等の円滑化に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化を進めます。
- ・橋梁の耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進などの緊急輸送路等の地震対策を推進します。
- ・発災時に緊急輸送路等の機能が発揮されるよう、路面下の空洞調査を実施します。
- ・緊急輸送路並びに鉄道等に隣接する市管理河川の河川施設（護岸等）の地震対策を推進します。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道管の耐震化やマンホールの浮上対策を進めることで、災害応急対策に必要な物資・資機材・要員等を輸送する交通機能を確保します。《再掲》
- ・災害時に防災上重要な拠点となる区役所や消防署等から緊急交通路等までのアクセス路線の確保のためには、沿道建築物の耐震化が不可欠であることから、啓発や費用の一部補助を行います。《再掲》

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】横浜北線の完成（～平成28年度）</li> <li>■【完了】横浜北西線の完成（～令和2年度） 《東京2020オリンピック・パラリンピックまでの開通を目指す》《当初：～令和3年度、31修正》</li> <li>■【05修正】横浜環状南線の整備推進《開通時期については、事業者（国土交通省及び東日本高速道路株式会社）により検討中》《当初：～令和2年度》</li> <li>■【完了】南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備（～平成28年度）</li> <li>■【完了】相模鉄道本線星川～天王町の高架化（～平成30年度）</li> <li>■【05追加】相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の連続立体交差事業の推進（～令和9年度）</li> <li>■【05修正】重要橋梁の地震対策372/375橋の完了（～令和9年度）《当初：老朽橋の架替えを除く橋梁の地震対策完了（～令和4年度）》</li> <li>■【05修正】緊急輸送路等優先順位の高い歩道橋103橋の耐震補強（～令和5年度）《当初：101橋（～平成29年度）、31修正：～令和4年度》</li> <li>■【05修正】緊急輸送路（接続道路含む）約360km及び緊急輸送路以外の幹線道路約670kmの路面下空洞調査（～令和4年度）、緊急輸送路（接続道路含む）約400km及び緊急輸送路以外の幹線道路約380kmの路面下空洞調査（2巡目）（～令和9年度）《当初（緊急輸送路を除く幹線道路）：約520km、28修正（緊急輸送路を除く幹線道路）：約600km》</li> <li>■【05修正】緊急輸送路下のマンホールの浮上防止対策及び管きょ耐震化約26km（～令和7年度）《当初：マンホールの浮上防止対策約30km（～令和4年度）》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜環状道路等の高速道路の整備（道路局）</li> <li>・18m（4車線相当）以上の幹線道路の整備（道路局）</li> <li>・【完了】南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備（港湾局）</li> <li>・防災に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化（道路局）</li> <li>・橋梁の耐震補強、老朽橋の架替え（道路局）</li> <li>・歩道橋の耐震補強（道路局）</li> <li>・無電柱化の推進（道路局）</li> <li>・路面下空洞調査（道路局・港湾局）</li> <li>・河川施設（護岸等）の地震対策（道路局）</li> <li>・下水道（マンホール）の浮上防止対策の実施（環境創造局・港湾局）</li> <li>・管きょ耐震化の実施（環境創造局）</li> <li>・【05追加】道水路等境界調査図のデジタル化（道路局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 25】 港湾施設の強化等

- ・災害時に緊急物資や復旧資材等の海上輸送拠点としての役割を担う緊急物資等輸送用耐震強化岸壁について、今後7バースの整備を順次進めていきます。
- ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後6バースの整備を順次進めていきます。
- ・災害時において、救援物資・人員の輸送、宿泊施設等の救護拠点としての船舶等の利用、また、漂流物の除去等について事業者との協力体制を引き続き構築していきます。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】緊急物資等輸送用耐震強化岸壁（新港9号耐震強化岸壁改修）（～平成28年度）</li> <li>■【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D4、南本牧MC3耐震強化岸壁整備）（～平成26年度）</li> <li>■【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（南本牧MC4耐震強化岸壁整備）（～令和元年度）《当初：～令和4年度、31修正》</li> <li>■【05追加】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D5耐震強化岸壁整備）（～令和7年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資輸送用耐震強化岸壁整備事業（新港9号耐震強化岸壁など）（港湾局）</li> <li>・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧D4・D5、南本牧MC3・MC4耐震強化岸壁など）（港湾局）</li> <li>・事業者と連携した災害時の海上輸送手段の確保等（港湾局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>



## 基本目標Ⅲ：被災者の支援と早期復興を図る

- ◆発災時に地域防災拠点に避難された方々の安全・安心を確保するため、地域防災拠点となる学校の耐震化や資機材の充実を図ります。
- ◆被災者の早期生活再建に向け、生活関連の手続き迅速化のためのシステムを構築します。
- ◆市職員や市民が円滑に復興に向けた活動を進められるよう、事前復興計画策定までの手順を記した庁内マニュアルを策定します。

### 目標1：避難者の安全・安心の確保



〈避難所運営訓練〉

地域防災拠点となる学校の耐震化や地域防災拠点の追加指定等を行います。また、地域防災拠点における燃料や飲料水の確保策を拡充します。

### 目標2：被災者の早期生活再建支援



〈応急仮設住宅の供与〉

(出典：(財)消防科学総合センター災害写真データベース)

災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等の連携・強化や、ボランティア育成を推進します。

被災された方々の早期生活再建を図るため、り災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供などを迅速に行います。

### 目標3：被災中小企業支援など早期の経済再生



〈中小企業向け支援策ガイドブック〉

(出典：中小企業庁)

中小企業などの経済活動の早期再開に向けた支援を進めるとともに、市職員や市民が速やかに復興活動を進められるよう、事前復興計画策定までの手順を記した庁内マニュアルを策定します。

## 施策Ⅲ－１ 地域防災拠点の充実・強化（重点施策）

地域防災拠点の校舎・施設の耐震化を行なうと共に、新たな被害想定による避難者数増加に伴う地域防災拠点の追加指定など避難スペースの確保を行うほか、燃料をはじめとした備蓄の拡充を図ります。

また、各地域防災拠点においては、被災者の方々に少しでも安全・安心に過ごしていただけるよう、災害対策用トイレ、特設公衆電話等の整備を進めます。

### 【行動計画 26】 地域防災拠点の充実・強化

- ・地震被害想定での避難者数が地域防災拠点となっている小中学校の収容人数を上回っている区については、未指定の市立学校などを新たに地域防災拠点として指定し、防災備蓄庫及び備蓄品を整備します。また、市内の他の公共施設や民間施設を補足的避難所として使用できるよう、事前に施設管理者との調整を行います。
- ・地域防災拠点の避難所機能の強化及びライフライン等の耐震化等を進めます。
- ・地域医療救護拠点制度の廃止に伴う新たな災害医療対策の一つとして、全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。
- ・地域防災拠点において被災時でも安心してトイレが使用できるよう、下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備や流末の枝線管きよの耐震化を進めます。
- ・地域防災拠点に配備している救助資機材、生活資機材を最大限有効に活用するため、ライセンスリーダーの育成を推進します。
- ・広大な敷地を有する米軍返還財産の跡地利用として、災害時における救援物資、救援活動要員の集積・中継の役割を果たす広域防災活動拠点や、周辺地域・近郊地域の防災性向上に寄与する防災拠点などを目指します。

#### 令和9年度までの目標

- ライセンスリーダーの育成：全拠点で10名以上のリーダーの確保（～令和9年度）《当初：～令和4年度》
- 【完了】特設公衆電話事前設置：全拠点（～平成26年度）
- 【05修正】地域防災拠点、市・区役所、災害拠点病院への下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備：累計479箇所・2,395基（～令和5年度）《当初：液状化が予測される地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの配備 累計31箇所・155基（～令和4年度）、31修正：累計432箇所・2,160基》
- 【05修正】地域防災拠点におけるバーチャルパワープラント（VPP）事業、屋根貸し自家消費型スキームによる再エネ設備導入（PPA）事業の実施：150施設（～令和7年度）《31追加：VPP事業の実施70施設（～令和4年度）》

#### 主な事業（主管する局）

- ・地域防災拠点の追加指定（総務局）
  - ・補足的避難所の事前確保（総務局）
  - ・地域防災活動奨励助成事業（総務局）
  - ・横浜防災ライセンス事業（総務局）
  - ・【完了】市立学校耐震対策事業（教育委員会事務局）《再掲》
  - ・【完了】特設公衆電話事前設置事業（総務局）
  - ・下水直結式仮設トイレの整備（環境創造局・資源循環局）
  - ・【05修正】バーチャルパワープラント（VPP）構築事業、屋根貸し自家消費型スキームによる再エネ設備導入（PPA）事業（温暖化対策統括本部）《31追加：VPP構築事業》
- など

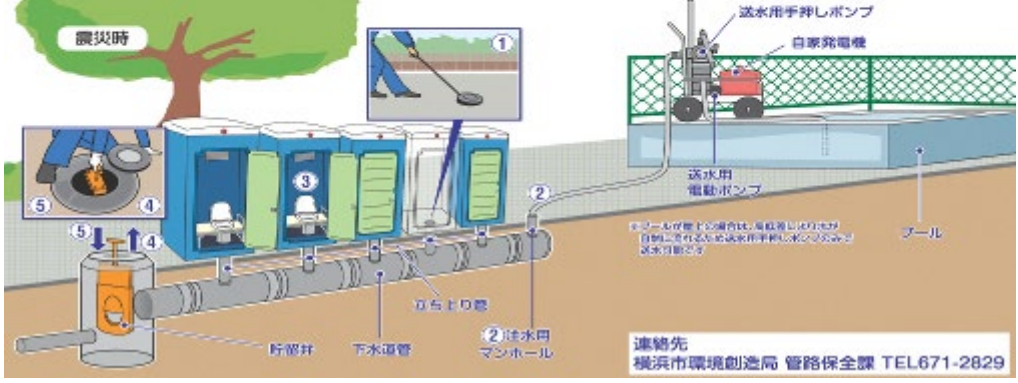
# 災害時下水直結式仮設トイレ案内

ここには、仮設トイレ用下水道管が設置されています

## 使用方法

- ①立ち上り管の蓋をはずし、仮設トイレを設置する  
※蓋をはずせる工事は毎日危険な作業
- ②注水用マンホールから下水道管に水を貯める  
※マンホールは、災害発生直後/約500人/注水用マンホール1本分の貯水量/貯水量の満ちる程度
- ③トイレが使用可能になる必ず、下水道管に水を貯めてから使用  
※貯めた水が、トイレからの汚物やペーパーを流し、排水しやすくなります
- ④約500人使用したら貯留井をあげ、排水する  
※1日1〜2回程度、1〜回に排水
- ⑤下水道管が空になったら貯留井を閉める

②からの工程を繰り返す



▼くわしくはこちら  
(パソコン用ウェブサイト)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gosei/maillist/>

動画で説明があります!

## 【行動計画 27】 燃料や飲料水等の備蓄・確保

- ・新たな被害想定による避難者数の増加に伴い、備蓄品の増量及び各地域防災拠点への備蓄品の支給を迅速にするための分散備蓄を行います。
- ・迅速な食料供給を図るために流通企業・団体等と食糧供給協定を締結し、被災者に物資補給を行います。
- ・新たに浸水被害が想定されることになった地域防災拠点（10 拠点）について、近隣の地域防災拠点指定を行っていない学校施設に追加備蓄を行います。
- ・震災時の道路損壊や渋滞に備え、地域防災拠点として指定している中学校のうち、都市ガス供給エリアにある中学校 78 校に対して LP ガスボンベを配備します。
- ・市が設置した物流拠点等において、緊急物資の仕分け管理を行うにあたって、物流の専門家を派遣することにより、緊急物資等輸送体制の強化を図ります。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【完了】ポリ製応急給水タンク用給水栓の設置：230 基（～平成 27 年度）</li> <li>■【完了】地域防災拠点に指定されている中学校等への LP ガスボンベの設置：都市ガス供給エリア全 78 校（～平成 25 年度）</li> <li>■【05 修正】災害用地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽活用不可の地域防災拠点における耐震給水栓の整備：48 箇所（～令和 5 年度）《31 追加：39 箇所（～令和 4 年度）》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【完了】学校受水槽を活用した飲料水確保対策事業（総務局）</li> <li>・津波代替拠点の備蓄品配備（総務局）</li> <li>・【完了】災害時における物流専門家の派遣要請（総務局・港湾局）</li> <li>・留め置き児童生徒用備蓄品配備（教育委員会事務局）</li> <li>・【完了】ポリ製応急給水タンク用給水栓の作成（水道局）</li> <li>・【完了】LP ガスボンベ常備事業（総務局）</li> <li>・【31 追加】耐震給水栓の整備による飲料水確保対策事業（総務局・水道局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅲ－２ ボランティアとの連携強化

災害ボランティア育成を推進すると共に、災害時において災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために、社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等との連携・強化を図ります。

### 【行動計画 28】 ボランティアの育成・支援

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げができるボランティアリーダー（コーディネーター）の養成、初期段階で必要となる物品の備蓄、ホームページの充実などを図ります。
- ・災害ボランティアセンターへデジタル移動無線を配備することにより、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等の連携強化、情報共有を図ります。
- ・全国のボランティアからの一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用します。

#### 令和9年度までの目標

- 【完了】災害ボランティアセンター用のデジタル移動無線配備：18区（～令和4年度）

#### 主な事業（主管する局）

- ・災害ボランティアの支援事業（市民局）

など



【ボランティア受付訓練等】

## 施策Ⅲ－３ 被災者の早期生活再建支援

被災者の負担を軽減するとともに、り災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供を迅速に行い、被災された方々の早期生活再建を図ります。

### 【行動計画 29】被災者に対する支援の充実

- ・公園等の建設型応急住宅の建設候補用地について、敷地調査、インフラの確認、建設可能戸数等の調査を行い、応急仮設住宅建設用地データベースを更新します。
- ・建設型応急住宅のほか、賃貸型応急住宅など被災者の仮住まいの早期確保に向けた検討や、関係者との訓練を実施します。
- ・被害認定調査、り災証明発行、義援金交付等の業務を効率的に実施するための被災者支援システムを構築するとともに、被害認定調査を迅速かつ確実に実施するための調査方法の簡素化及び担当職員への研修を実施します。

令和9年度までの目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■【05 修正】 応急仮設住宅建設用地データベースの作成・更新（～令和9年度）《当初：～令和4年度》</li> <li>■【完了】 被災者支援システムの構築（～平成25年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急仮設住宅建設用地データベースの作成・更新（建築局）</li> <li>・ 賃貸型応急住宅の円滑な提供に向けた訓練等の実施（建築局）</li> <li>・ 【完了】 被災者支援システムの構築（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅲ－４ 速やかな経済再生・復興に向けた取組

震災時の経済活動の停滞を最小限に留めるため、事業者への事業継続計画(BCP)策定支援を行う他、中小企業が被災した場合においては早期再開に向けた支援を実施するとともに、物流機能維持用の耐震強化岸壁の整備を進めます。

また、市区職員や市民が速やかに復興に向けた活動を進められるよう、復興の全体像を示した計画を事前に策定します。

### 【行動計画30】速やかな経済再生

- ・震災時に、被災中小企業への緊急相談窓口の設置、横浜市中心企業融資制度を実施します。
- ・事業者へのBCP策定の支援をします。
- ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後6バースの整備を順次進めていきます。
- ・仮置場、仮設処理施設の設置など、災害廃棄物を迅速に処理する方法について検討し、必要な事前準備を行います。

#### 令和9年度までの目標

- 【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D4、南本牧MC3耐震強化岸壁整備）（～平成26年度）《再掲》
- 【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（南本牧MC4耐震強化岸壁整備）（～令和元年度）《当初：～平成34年度、31修正》《再掲》
- 【05追加】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D5耐震強化岸壁整備）（～令和7年度）《再掲》

#### 主な事業（主管する局）

- ・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧D4・D5、南本牧MC3・MC4耐震強化岸壁など）《再掲》（港湾局）
- ・【31修正】「災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物の処理手順等の整備（資源循環局）
- ・【完了】BCPの策定支援（経済局）
- ・震災時に中小企業等への緊急相談窓口の設置・横浜市中心企業融資制度の実施（経済局）
- ・緊急輸送路等の整備・地震対策《再掲》（道路局・港湾局）

など

## 【行動計画 3 1】事前復興計画の策定

- ・発災時に速やかに震災復興本部を立ち上げ、円滑に復興を進めるため、立ち上げから震災復興基本計画策定までの考え方、体制の手順を記した震災復興マニュアルを策定します。
- ・震災復興マニュアルを活用し、発災後の迅速な復興まちづくりに向けて、庁内トレーニング等の事前準備を行います。

令和 9 年度までの目標	主な事業（主管する局）
<p>■【完了】震災復興マニュアルの策定・周知（～令和 4 年度）《当初：事前復興計画の策定・周知（～平成 27 年度）、31 修正》 《※庁内マニュアルの策定により対応（平成 27 年度）》</p>	<p>・震災復興マニュアルの継続的な更新（政策局）</p>





総務局 危機管理室 防災企画課

TEL:045-671-4096 FAX:045-641-1677

政策局 政策課

TEL:045-671-3125 FAX:045-663-4613